

秋田大学医短紀要 6 : 61-69, 1998.

律令制下のキャリアウーマンとジェンダー

渡 部 育 子*

Women Workers and Gender in Ritsu-Ryo-System

Ikuko WATANABE*

はじめに

日本律令国家は宮廷も含め、その機能維持のために多種多様な女性の労働を必要とした。そのなかには専門的知識・技術を必要とするものもあれば、乳母のように女性という性をもつ故に就業可能である職種もあるが、本稿では、現代社会でいえばキャリアウーマンと称されるであろう律令制下の有資格女性の存在形態を、職種あるいは身分・出自という点で類似点をもつ有資格男性の法制上・社会生活上の位置づけと比較しながら、彼女たちのジェンダーについて考察してみたい。

律令国家の機能維持のための労働に従事する女性は、支配者階層に属する人々から賤民にいたるまで多数存在するが¹⁾、身分・出自・階層の問題は別にして職務内容だけをみると、次のように分類できる。

①出仕してから歳月を費やすことによって職務上必要な資質を身につける。

例：後宮女官=宮人、乳母

②養成機関があり、そこで一定の教育を受ける

例：女医

③出仕先の役所で特定の技能を習得させる。

例：治部省雅楽寮歌女²⁾

④家内労働あるいは手工業的職務内容のもので、後宮の宮人や市中の女性から技術にすぐれた者を集める。

例：中務省縫殿寮宮人³⁾、大蔵省縫部司京内婦女⁴⁾

⑤家内労働あるいは手工業的職務内容のものであるが、品部の女性を徴発する。

例：大蔵省織部司染戸⁵⁾

以上のなかで④と⑤は手工業労働といえるものであるが、律令国家の諸官司が抱えている技術者集団は、その専門性の高いものは品部・雑戸という形で固定され、世襲的に人的再生産がおこなわれるしくみになっている。また、律令国家はさまざまな産業技術の普及に努め、それらを習得させるべく指導者を全国に派遣してい

秋田大学医療技術短期大学部

*総合基礎教育

Key Words : 後宮女官, 女医, ジェンダー

ることから⁶⁾、④の京内婦女のような人材は男女を問わず生まれた可能性はある。このような労働は、大宝令が施行された8世紀の段階では生産技術の分業という観点でとらえることができる。

一方、①と②は職種・身分・出自を類似する男性と比較した場合、女性であることの特異性が顕著である。①は主として後宮12司の女官をいうが、それらの官司は天皇の日常生活のために必要な種々の業務を分担する。そして、そのような任務にあたる職員として宦官を使用した中国の場合と異なり、日本では職員は女性であったことから、各官司の長官の地位は女官としては非常に高いものとなったのである。また、②の女医は出自の点で男性医師（医官）とはまったく異なる扱いをされる。本稿ではこの①と②について、その政治的・社会的位置づけを中心に考察を加えてゆきたい。

1. 後宮下級女官の“出世”について

(1) 女官のキャリア

まず、出仕後、下級女官として勤務し、一定のキャリアを積むことによって高位高官に昇った女性たちの官途について考察してゆきたい。

後宮職員令に規定される12司の名称と人員構成は次のとおりである。

() 内は定員

内侍司	尚侍(2)	典侍(4)	掌侍(4)	女孺(100)
蔵司	尚蔵(1)	典蔵(2)	掌蔵(4)	女孺(10)
書司	尚書(1)	典書(2)		女孺(6)
薬司	尚薬(1)	典薬(2)		女孺(4)
兵司	尚兵(1)	典兵(2)		女孺(6)
關司	尚關(1)	典關(4)		女孺(10)
殿司	尚殿(1)	典殿(2)		女孺(6)
掃司	尚掃(1)	典掃(2)		女孺(10)
水司	尚水(1)	典水(2)		采女(6)
膳司	尚膳(1)	典膳(2)	掌膳(4)	采女(60)
酒司	尚酒(1)	典酒(2)		
縫司	尚縫(1)	典縫(2)	掌縫(4)	※

※定員はないが、女孺が配置されていた

後宮の官制は四等官制をとっておらず、また、

男性官人と同じ官位相当制はとられていなかったが、掌以上の職に就くことは宮人としてのエリートといえることができる。後宮職員令15縫司条に「右諸司掌以上。皆為₂職事₁。自余為₂散事₁。…」とあり、禄令9宮人給禄条の女官の季禄支給規定では、禄を支給するために尚蔵以下の相当位を定めている。なお、散事の具体的内容については集解に「朱云。自余為₂散事₁。謂采女女孺也」とあることから、内侍司から水司までの定員の女孺・采女⁷⁾をいうものと考えられる。

後宮の職事への就任は、夫が高位高官にある女性のほか、功勞によって昇進することが可能であった。具体的に言えば、女孺・采女から掌以上の職に任命される場合である。そこで、女孺・采女の出自についてであるが、右の後宮12司のなかで采女の定員が設けられている水司・膳司に配属される女性は、軍防令38兵衛条および後宮職員令18氏女采女条後半部分に規定される采女であるから、それは郡司の少領以上、すなわち地方豪族の姉妹や娘であることが知られる。

後宮諸官司の女孺の出自については水司・膳司の采女のような法規規定上の制約はみられない。内侍司条の内侍の職掌のひとつである「檢₂校女孺₁」について義解では「謂。下条。諸氏氏別孺₂女。雖₂非₂氏名₁。欲₂自進仕₁者聽。是也。」と説明していること、同条集解所引の古記に「女孺以₂采女氏女名仕等₁充也」とあること、また集解に「伴問。女孺者。本從₂何処₁來女也。答。以₂采女并氏女等₁補也」という問答が載せられていることから、女孺の供給源として采女と氏女が想定されていたことが知られる。

後宮職員令18氏女采女条

凡諸氏氏別貢₂女。皆限₂年卅以下十三以上₁。雖₂非₂氏名₁。欲₂自進仕₁者聽。其貢₂采女₁者。郡少領以上姉妹及女。形容端正者。皆申₂中務省₁奏聞。

この前半部分がいわゆる氏女貢進の規定である。氏女という語は養老令条文中の用語としてはみえないが、この条の集解所引の古記に「其

氏女謂₂京畿内₁也。自進事謂₁不_レ限₂内外₁也』とあること、大同元年10月13日太政官符（『類聚三代格』）に「応_レ令₁貢₂氏女₁事……右檢₂令₁条₁諸氏氏別貢₂女₁……」とあることから、氏女とは京畿内の（氏の名が登録されている）氏族の娘、あるいはそれ以外に貢進を希望した氏族の娘と考えられる。

ただ、氏女や采女として出仕した女性が後宮に入るのと同時に内侍司から膳司までの女孺あるいは水司・膳司の采女に就任したのかといえ、かならずしもそうとは言えない。縫司条の集解所引の古記に「此司无₂女孺₁者。氏女采女。分₂配諸司₁之外。皆惣在₂此司₁也。古記云。充₂諸司₁外。余氏女。皆置₂此司₁。即顯₂正官₁耳。」とあることから、内侍司から膳司までの女孺・采女の定員を超える員数は縫司にプールされていたものと考えられる。そして、縫司には、古記が「此司无₂女孺₁」と記すことから明らかなように、後宮散事としての定員はつけられていなかった。したがって、采女も、呼称は同じであるが、水司・膳司の定員の采女とは異なるものであった。

そもそも、後宮諸官司の女孺・采女の定員は女孺152人・采女66人、合わせて218人であるが、貢進される氏女・采女の人数がどれくらいであったのかといえ、1国の所管郡の1/3の郡は采女を貢進するよう義務づけられていたから（軍防令18兵衛条）、特殊な地域を除いて全国の大部分の国から采女の貢進がおこなわれるようになった大宝令制下では、概算すると180人程度となる。それに京畿内の氏族から貢進される氏女の数と自ら出仕を望んだ者が加えられる。氏女の貢進を義務づけられた氏の数は詳らかではないが、仮に5位以上の氏族とすれば百数十名になる。この采女と氏女の人数を合わせると、後宮諸官司の女孺・采女の定員を上回ることになり、結局、縫司にプールされる形となる。

後宮に勤務する女性の官途は、氏女・采女として貢進された段階からみると、縫司→内侍司～膳司の女孺・采女→12司の掌以上の官→12司の尚（長官）・典（次官）というコースになっている。これは男性官人の官途とは異なる

ルールであるが、後宮の女官の場合もキャリアを積み上げることによって出世することを意味する。その典型的例として飯高宿禰諸高があげられる。後述するように、彼女については宝龜8年紀5月戊寅条に薨伝が載せられることから、その内容がある程度知ることができる。また、9世紀になってからの采女・氏女貢進は8世紀とは異なる面がみられるが、キャリアの問題に関していえば、大同元年（806）10月13日太政官符（『類聚三代格』）「応_レ令₁貢₂氏女₁事」では氏女貢進の際の年齢制限を、養老令の13歳以上30歳以下から30歳以上40歳以下と改め、「無_レ夫」と「端正」という条件をつけているが、この改正は13歳以上の者では「心神易_レ移。進退未_レ定」という状態なので不適格であるという判断からおこなわれたことが知られる。

さて、このような後宮におけるキャリア積み上げ型の女官昇進のルールは男性が任命される律令官人制におけるルールとは異なるものであるが、そのスタートの時点、すなわち氏族・豪族層から貢進される段階ではどうであったのかといえ、氏女の場合は大舍人、采女の場合は兵衛と対にしてみることができる。

まず、氏女と大舍人について。律令制下のトネリには内舍人・大舍人・東宮舍人などのほか武官的トネリとして兵衛があげられるが、トネリ制度は、官人子弟を出仕させ天皇に近侍する職務に就けることによって官人としての素養を身につけさせるというような、いわば律令官人の再生産システムとしての意義をもつものであった⁸⁾。

大舍人は5位以上の子孫および6位以下8位以上の嫡子から採用され⁹⁾、左右の中務省大舍人寮に各800人配置される。この大舍人出仕の制度の実施は天武天皇2年（673）まで溯って確認できる。

天武天皇2年紀5月乙酉条

詔₂公卿大夫及諸臣連并伴造等₁曰。夫初出身者。先令₁仕₂大舍人₁。然後選₂簡其才能₁。以宛₂当職₁。又婦女者。無_レ問₂有_レ夫無_レ夫及長幼₁。欲₂進仕₁者聽矣。其考選准₂官人之例₁。

この詔の前半部分が大舎人の出仕に関する内容であるが、「公卿大夫及諸臣連并伴造等」¹⁰⁾の子弟が出仕する時は大舎人として勤務し、その在職期間中に能力・適性を確認した上でそれぞれの官司に配属するというものである。したがって、官人として身分を獲得するためには大舎人としての「試用期間」を経ることが義務づけられていることになる。

一方、女性の出仕については、この詔の後半部分では希望者全員に対する採用の基準について言うにとどまる。氏女の貢進に関する命令と考えられるのは天武天皇8年(679)紀8月己酉条の「詔曰。諸氏貢女人。」というもので、大舎人の制度の命令よりも遅れて出された。

この中央の氏族を対象にしたと考えられる大舎人・氏女の制度は、トネリの貢進という点でヤマト王権の時代まで系譜的には溯ってみることもできるが、ヤマト王権下においては、出自という点での中央と地方との差異は、律令制下においてみられるほどは顕著ではなかったと考えられるから¹¹⁾、大宝令に直接つながる内容が認められるのはこの2つの詔が初めてである。

次に、采女と兵衛について。この貢進は大宝・養老令では軍防令38兵衛条の、郡司の少領以上の子弟姉妹の中から兵衛あるいは采女を郡別に1人、国司が簡定する方法でおこなわれる¹²⁾。兵衛・采女の貢進はヤマト王権下の豪族の服属儀礼にその起源を求めることができるが、軍防令38兵衛条はそのようなヤマト王権下の制度の理念を律令条文のなかに取り込んだものである。

軍防令38兵衛条および後宮職員令18氏女采女条に規定される兵衛と采女は貢進の段階では、郡から差し出される人1人という点で、同じ意味をもつものであった。しかし、貢進後、それぞれの勤務場所においては兵衛・采女の官途は別々の展開をするようになっている。采女は氏女と同様、後宮12司の散事あるいは縫司(前述)からスタートして、後宮12司の職事に昇る道である。一方、兵衛は軍防令37兵衛考満条から、一定期間出仕し官人としての素養を身につけた後、郡司に任命される可能性のあったこと

が知られる。軍防令38兵衛条と軍防令37兵衛考満条とはその条項を立てた意図という点では直接結び付くものではないが、結果的に“郡司子弟→兵衛として出仕→郡司”という官途が開かれていたことになる¹³⁾。また兵衛として律令官人の素養¹³⁾を身につけた後、軍毅や国造など郡司以外の職に就く場合もあった¹⁴⁾。

このような制度のなかで、男性であることと女性であることとは、どのように異なる意味があったのだろうか。律令制下では男性官人と後宮の女官とでは出自は同じであっても出仕した時点から後の官途は別々で、その頂点と見做される官職も別個のものであるし、男性と女性の職場が完全に分離され、その職制も両者で異なるので単純な比較はできないが、女性の方は女官の中でもたとえば采女にみられるように¹⁵⁾、天皇との性的関係が想定される場合以外でも、後宮職事の掌や典まで“出世”することもある。典侍従三位飯高宿禰諸高がその典型的な例としてあげられる。諸高は宝亀8年紀5月戊寅条の薨伝によれば、元正天皇のときに出仕して4代の天皇に仕え、典侍従3位80歳で薨去したと記される¹⁶⁾。薨伝には飯高氏の采女貢進がこの諸高のときから始まったことが特記されるが、それは采女貢進が豪族にとってプラスの作用があったからであると考えられる。

(2) 天皇の寵愛と女官

次に天皇の寵愛を受けることでいわゆる出世をするケースについて考えてみたい。

天皇の寵愛を受けることによって社会的地位が向上する例はヤマト王権の時代を含めてみても、女性に比べて男性は非常に少ない。女性の場合は天皇の子供を産むこともあったが、出産の問題は別にしても、男か女、どちらの性に属するのかということによって、いわゆる出世に大きな影響があることは事実である。後宮に勤務するということは天皇の私生活(この時代、公私の区別をどのようにみるのかという問題はあるが)に直接係わることである。すなわち、後宮とは天皇の日常生活を維持する国家機構上の位置づけがなされている組織であり、そこに

勤務することは、天皇に接する機会が多くなることを公的に認められたという解釈ができる。そして、天皇が男性の場合、勤務の評価以外の私情が絡む可能性は容易に考えられる。なお、天皇が女性の場合はこれと反対の現象が起こりうるのかといえ、あまり一般的ではないが、称徳天皇と道鏡の関係のような例もみられる。

女性が高位高官に昇った理由として天皇の寵愛ということを明記している史料として延暦15年紀(796)10月壬申条をあげることができる。延暦15年紀10月壬申条

正四位上因幡国造浄成女卒。浄成女。元因幡国高草郡采女也。天皇特加₂寵愛₁。終至₂顯位₁。

浄成女の卒伝であるが、ここには彼女が因幡国高草郡の采女として出仕し、特に桓武天皇の寵愛を受けて高位に昇ったことが記される。そして、この卒伝には浄成女が出身国の国造に任命されたとある。浄成女の因幡国国造への任命記事は宝亀2年紀(771)12月丙寅条にみられるが、この後、叙位され卒したときには正4位上になっていた¹⁷⁾。律令制下の国造は神祇令19諸国条にみえるもので、ここでは大祓のときに馬1疋を出すよう定められている。この国造については集解に「穴云。(中略)国造。国別有耳。」とあることから、1国1員のものであったことが知られる。

采女から国造に任命された例としては、神護景雲2年紀(768)6月戊寅条に掌膳常陸国筑波采女従五位下勲五等壬生宿禰小家主、掌膳上野国佐位采女外従五位下上野佐位朝臣老刀自の名がみえ、同条には尚掃従五位上美濃真玉虫がそれぞれ本国の国造に任命されたことが記される。

この采女→高位叙位・後宮職事就任→出身国国造というコースがあるということは、律令国家下級官人の官途にみられる男性と女性の差異をみると、重要な意味をもつ。また、律令制下の1国1員の国造に女性が任命された例は多くはないが¹⁸⁾、これらの例から、少なくとも8世紀後半の時期には、国造は男性でも女性でも就任することが可能な官職であったことが知ら

れる。そして、地方豪族が中央権力との結び付きを確保しようとする際の貴重なポストである。

律令制下では蔭位の制にみられるように官人貴族層の再生産システムが機能していた。しかし、地方豪族は蔭子孫(5位以上の者の子・孫)・位子(内6位~8位の者の嫡子)を対象とするこのシステムに組み込まれない。地方豪族に与えられる官職は郡司・軍毅のほかは国医師・国博士などであるが、たとえば郡司の任にある者がその子孫を官職に就けることを希望するとき、郡領子弟→兵衛→郡司という程度の可能性しかないのであるが、それだけに国造への任命は大きな意味をもつ。そして、女性にも就任の可能性があったとすれば、延暦15年紀10月壬申条の因幡国造浄成女のように、天皇の寵愛を受けるという女性特有の条件がかかわってくる。ヤマト王権下では地方豪族が姉妹や娘を人身御供として差し出すことによって、王権に対する一族の立場を有利にしようとしたことがあったが¹⁹⁾、律令制下では地方豪族はトネリや采女として子弟姉妹娘を出仕させることによって、一族の律令制官僚機構のなかでの地位を確保するという形の恩恵²⁰⁾を受けようとしたものと推測される。飯高宿禰諸高の薨伝には、飯高氏が采女を貢進したのは彼女のときから始まったと記されるが、このことは采女を貢進することが豪族にとって如何に重要なことであったのかを意味する。

このように、官僚制のシステムの中で、後宮という天皇の日常生活に係わる組織を中心に、性愛という天皇個人の心性を要素に加えなければならないプライベートな面が強く作用した場合、一定のシステム機能からは想定できない偶発的な人事がなされることがある。それは男性の場合と女性の場合のどちらかといえ、女性が対象になっている場合に多い。このことは、国造のように8世紀後半になると任用の条件として男女の性別が問われない官職に関しては、貢進の段階では男女間の差異は顕著ではなくても、出仕後の偶発的な人事は女性の方に有利におこなわれる場合もあるという解釈ができる。

以上、中央氏族・地方豪族の子姉妹娘の貢

進・出仕と関係のあるキャリアウーマンについて、貢進の段階では並行しておこなわれる男性の場合と比較しながらみてきたが、それには (i) キャリア積み上げ型＝ただしこの場合、男性がたどる律令官制昇進システムとは別個のもの、(ii) 寵愛型＝女性であることの意味は大きい(寵愛を受けるきっかけをつくる機会が多い点、天皇が男性の場合は性愛関係を結ばれることがあるという点で女性の方が有利)の2つのパターンがあると考えられる。

2. 律令にみられる女医の位置づけ

ここでは②養成機関があり、そこで一定の教育を受ける職業に就く女性の例として律令制下の女医をとりあげる。女医は主に宮廷の女性を対象に医療活動をおこなった女性技術者で、その養成に関しては医疾令16女医条に規定される。医疾令16女医条

女医。取₂官戸婢年十五以上。廿五以下。性識慧了者卅人₁。別所安置。教以₂安胎產難。及創腫傷折針灸之法₁。皆案_レ文口授。毎_レ月医博士試。年終内薬司試。限₂七年₁成。

女医は官戸の婢の中から15歳以上25歳以下で優秀な者30人を取り、養成された。その履修科目は助産と針灸が主なものであったが、教授方法は「口授」とあるように、医学書の講読はしなかった。義解に「謂。女医不_レ読₂方経₁。唯習₂手治₁。故博士於₂其所₁習。案₂方経₁以口授也。案₂唐令₁。博士教之。今於₂此令₁。雖₂文不_レ言。而博士教授。但按摩針灸等。其業各異。須₂当色博士各教授₁。即試昇令₂当色₁試。」という説明があることから、講義は医博士のほか按摩博士・針博士が担当したことが知られる。医博士・按摩博士・針博士は典薬寮に属し(定員各1人)、医博士の相当位階は正7位下、医師10人の中から選ばれ、医生に教授した。また、女医の教育・管理に携わったと推測される官職名としては男性が任命される女医博士があるが、女医博士は養老6年(722)11月に設置された²¹⁾もので、令規定にはみえない。女医博士に関する史料は少なく、寛平8年(896)10月5日太政官符に、

太政官符

侍医四人 女医博士一人 薬生十人
右依₂太政官去八月廿九日論奏₁。内薬司併₂典薬寮₁既訖。(中略)奉_レ勅。件等侍医女医博士薬生等宜_レ隸_レ寮。

寛平八年十月五日 (『類聚三代格』巻4)とあることから、内薬司が典薬寮に併合されたとき、女医博士も典薬寮の所属となったことが知られる。それまでは女医博士は内薬司に属していたものと考えられる。そして「別所安置」について、義解に「謂。内薬司側。造₂別院₁安置也。」とあることから、女医は内薬司の側に居住させられたことが知られる。

このように女医は内薬司に所属しているが、その養成は養老6年(722)以降、女医博士の管轄下に置かれるまでは、男性の医師を管轄する典薬寮の管轄下にあるという、やや複雑な位置づけがなされていた。試験についても医疾令16女医条に規定されるように、毎月の試験は医博士がおこない、1年をまとめた試験は内薬司がおこなうというように、医博士は典薬寮に所属しながら内薬司の“非常勤講師”も勤めるといような立場にあったのである。

律令制下の女医を男性医師と比較すると、出自・養成課程・医療活動の内容と対象・昇進等、多くの点で異なり、医博士と女医博士も、性別はどちらも男性が任命される官職ではあるものの、待遇に差があった。

まず、出自について。男性の場合、医師は官位を与えられる官人として位置づけられ、たとえば医生がすべての試験に合格したならば従八位下に叙することが定められている(医疾令13医針生選叙条)。宮内省典薬寮に医生40人の定員がついているが、その職掌は「掌。学₂諸医療₁。」とある。医生は、医疾令2医生等取薬部及世習条に「凡医生。按摩生。咒禁生。薬園生。先取₂薬部及世習₁。次取₂庶人年十三以上。十六以下。聡令者₁為之。」とあるように、薬師の姓をもつ者や世習(義解に「三世習₂医業₁。相承為₂名家₁者」とある)の者を優先的に取るようになっていた。養成課程・教育内容は医疾令に規定されるが、宮内省典薬寮の医博士の

管轄下におかれ、医博士には「諸薬方。脈経。教₂授医生等₁₀。」という任務が課せられる。そして医師の活動の内容と対象についてであるが、宮内省典薬寮集解所引の諸明法家説は5位以上の官人に限るのか6位以下の者も対象にするのかという点で議論はあるが、典薬寮集解が頭の職掌「療₂疾病₁」について京中庶人以上を対象とするという解釈を載せていることから、一応、すべての人民を対象としたものと考えられる。ただし、医疾令24五位以上病患条によれば、5位以上の者の救療に関しては奏聞するよう義務づけられていたことから、5位以上の官人とそれ以外の人々とは別個の扱いを受けたことは明らかである。

このような男性医師（医官）を中心とする医療制度の整備は律令国家諸機構の整備とともにおこなわれたらしく、このことは朱鳥元年紀（686）正月甲寅条や持統天皇5年紀（691）12月戊戌朔己亥条に医師への賜禄記事がみられることから推測できる。

一方、女医の活動の実態について具体的に記す史料はほとんどないが、長屋王家木簡の米支給伝票に「女医」と記されるものがあることから²²⁾、この時期に養老医疾令が施行されていたことが知られる。

（表）竹野王子女医二口

（裏）一升半受真木女

しかし、この木簡のほかには8世紀の女医の関する史料はほとんどない。医疾令16女医条の規定によれば、女医の養成には、医師（男性医官）とは授業形態や内容等多くの点で異なるものの、一定の年数と手間がかかっている。それにもかかわらず女医は医師とは異なり昇進の機会もなく、養老6年に新置された女医博士は男性が任命されるものであった。医博士が医師のなかから採用されること（医疾令1医博士条）と比較すると、大きな違いである。これは女医の出自が賤民であることによると考えられる²³⁾。

なお、内廷関係の医療は中務省内薬司の侍医・薬生が担当しており、前に述べたように女医も内薬司に所属する。後宮には薬司が置かれ、その長官にあたる尚薬は「供₂奉医薬₁之事」

を掌ることになってるが、この官司に配置されるのは女孺であって、女医ではない。このように、女医は後宮および高位高官者妻女の医療に携わるとはいつても、官制上、後宮システムのなかにも入っていないのである²⁴⁾。

おわりに

“専門職的女性の労働とジェンダー”という視座で平城宮に勤務する女性たちの職種を分類し、それらと律令国家機構とのかかわりを中心に考察してきた。日本現代社会の感覚をもってみみると、その職務内容や養成過程から、女官も女医も専門職として位置づけられるのであるが、8世紀の日本では個人的資質と教育養成体制の有無等以外の要素が重要な意味をもっていた。

その根底を流れるのは律令的官僚制（男性官人）を機能させるための周辺機構の整備である。後宮女官の場合、その任用・昇進などは男性官人制とは別個の論理で展開し女官だけの構成をもって完結するが、この後宮の制度も究極的には天皇・男性官人制を支えるためのシステムという見方も可能である。

同じく女性の集団でありながら女医が後宮勤務の女性（職事・散事）と異なる点は、女医が賤民身分の出身者であるという身分制の問題のほかに、男性官人によって統括されることである。また、医療技術者という点でみれば、男性医師（医官）には昇進の機会が与えられているのに対し、女医にはそのような可能性はまったくない。このような女医の位置づけはそれが賤民から採用されたという身分制の論理で説明できるが、医療を受ける側の性別という視点でいえば、律令官人（男性）＝男性医師（医官）、高位高官の妻女・後宮女官＝女医というようなおおまかな構図を描くことができる。

結局、律令制下の女性の専門職的労働のなかに律令官人（男性）制のシステムを最優先させるという理念を見てとることができる。そして中央政治組織内における男性と女性の別は非常に厳密なものであり（中央官人が任命される地方の官職も含めて）、性別を超えての任用は原

則としては考えられなかった。ただ、地方人任用職の場合はかならずしもそうとばかりは言えない。国造へ女性が任命された例は、数は多くはなく、また国造の性格が名誉職的なものになっていたのかどうかは別にして、任用の条件として性別が問題にならない事例として注目される。そして、国造に任命された女性のなかには天皇の寵愛を受けることによって“出世”したことが特記される者もいたが、この天皇の寵愛という偶発的要因は、性別では女性の場合に多く生ずる点に留意しなければならない。

注

- 1) 律令制下の女性の労働に関する研究としては、西野悠紀子(1995)長屋王家木簡と女性労働。門脇禎二(編)日本古代 国家の展開 下巻, 思文閣出版, 京都, pp147~173がある。
- 2) 職員令治部省17雅楽寮条に「歌師四人。二人。掌_レ教_二歌人。歌女_一。二人。掌臨時取有_二聲音_一堪_二供奉_一者教之。」とある。
- 3) 職員令8中務省縫殿寮条
- 4) 職員令37大蔵省縫部司条
- 5) 職員令38大蔵省織部司条
- 6) たとえば和銅4年紀閏6月丁未条には挑文師を諸国に派遣したことが記される。
- 7) 律令で使用される采女の語義は2つある。ひとつは後宮の水司と膳司に定員が設けられている官職名として用いられる場合で、他のひとつは後宮職員令氏女采女条や軍防令兵衛条に規定される貢進段階である。
- 8) 井上薫(1961)舍人制度の一考察, 井上薫(著)日本古代の政治と宗教, 吉川弘文館, 東京。
- 9) 軍防令46五位子孫条, 同47内六位条
- 10) 「公卿大夫及諸臣連并伴造等」の称は詔を出す場合などにしばしばみられる慣用語であるが、ここでは孝徳朝の段階とは異なり、「国造」の語は除かれていることから、中央豪族の出身法を定めたものと解釈できる。なお、地方豪族の出身法については天武天皇5年4月辛亥勅にみえるが、この勅が大宝令制の兵衛・采女の貢進形態にそのまま結び付くわけではないと考える。
- 11) 律令制は天皇(中央権力機構)を中心とする中央集権国家体制の実現をめざすものである故に、中央支配者グループと地方豪族との差異をことさら明瞭しておく必要があったのではないかと考えられる。
- 12) 兵衛については、このほか軍防令47内六位条による出仕者がいる。これは内六位以下八位以上(中央下級官人)の嫡子で21歳以上の無職の者を、その適性によって大舍人・兵衛・使部に分けてそれぞれの部署に配置するというものである。「如不_レ足者。通取_二庶子_一。」とあるように、必要員数を確保するための措置で、条文の目的は軍防令38兵衛条とは異なるものと考えられる。
- 13) 兵衛は兵衛府に配属され上番し勤務する。職員令62左兵衛府条に規定される督の職掌から、閤門の警備や車駕の前後の分衛の任務、軍防令15兵衛使還条から遣使使などの任務が課せられたことが知られる。
- 14) 兵衛から国造になった例としては宝亀4年9月庚辰出雲国造に任命された出雲臣国上をあげることができる。国上は天平6年出雲国計会帳(大古1-59, 8-599)によれば、天平5年、兵衛として貢進されている。
- 15) 高位高官に昇った采女の例として、掌膳常陸国筑波采女従五位下勳五等壬生宿禰小家主(神護景雲2年紀6月戊寅条)、掌膳上野国佐位采女外従五位下上野佐位朝臣老刀自(神護景雲2年紀6月戊寅条)、典侍従三位飯高宿禰諸高(宝亀8年紀5月戊寅条)、武蔵国足立郡采女掌侍兼典掃従四位下武蔵宿禰家刀自(延暦6年紀4月乙丑条)などをあげることができる。
- 16) 宝亀8年紀5月戊寅条 典侍従三位飯高宿禰諸高薨。伊勢国飯高郡人也。性甚廉謹。志慕_二貞潔_一。葬_二奈保山_一天皇御世。直_二内教坊_一遂補_二本郡采女_一。

- 飯高氏貢₂采女₁者。自_レ此始矣。歴₂仕四代₁。終始無_レ失。薨時年八十。
- 17) 延暦13年7月、新京に家を造るために稲を賜っていることから(『類聚国史』78)、浄成女は因幡国国造へ任命されても都に留まり、いわば遙任の状態であったことが推測される。
- 18) 女性の国造への任命がみられる初めての記事は天平19年紀3月戊寅条「命婦從五位下尾張宿禰小倉授₂從四位下₁。為₂尾張国々造₁」である。なお、女性の国造への任命については新野直吉(著)国造と県主改訂増補版(1981)・至文堂、東京・に詳しい。
- 19) ヤマト王権下の采女貢進の理由・状況については渡部育子(1997)古代采女のジェンダー——天皇との性愛関係を中心に、秋田大学医療技術短期大学部紀要5-2:11-20で明らかにした。
- 20) “恩恵”のひとつとして貴姓への改賜姓があげられるが、その例として、天平14年紀4月甲申条の伊勢国飯高郡采女飯高君笠目の親族の県造らに飯高君の姓が与えられたことがあげられる。このほか神護景雲元年紀3月乙卯条の檜前君老刀自への上野佐位朝臣を、宝亀2年紀2月丙申条に因幡国高草郡采女国造浄成女ら7人に姓を因幡国造と賜うという記事がある。
- 21) 養老6年紀11月甲戌条。『弘仁格抄』養老5年10月1日勅に「勅置₂女医博士₁」とある。
- 22) 平城京長屋王邸宅と木簡(1991)奈良国立

文化財研究所(編)、吉川弘文館、東京。

- 23) 女医が賤民から取られたのは、その業務内容が血穢とかかわるものであるという解釈が一般的である。
- 24) 律令制下の医療活動の実態は、令の規定どおりに展開しないことも多い。このことについては新村拓(1983)古代医療官人制の研究—典薬寮の構造—:法政大学出版局、東京・に詳しい。また、国医師については渡部育子(1977)国医師についての基礎的考察・秋大史学24:42-50. で論じた。

〈付記〉

国家体制と女性の職業という観点から本稿でとりあげた律令制下の女官と女医のなかで、女医については一般概説的文章では「内薬司には(中略)産婦人科医や産婆、看護婦に該当する女医博士、女医などが配され、天皇家の医務を行なった」(後宮の生活医学(1980年):國文学25-13, 學燈社.),「女医は、性質・知識の優秀な者を対象として、産婦人科、簡単な外科的処置、針灸を学ぶものであった。しかし、教育は(中略)いわゆる男女別学方式を採用していたことになる。(後略)」(看護史(1993):新版看護学全書 別巻7 p.10, メヂカルフレンド社、東京.)という説明がなされる場合がある。しかし、律令の官僚制・身分制さらにこの時代特有の男女性役割意識に大きな制約を受けていることの説明を十分におこなないと、当時の女性労働の特質を鮮明に描き出すことはできないと考えることを付言しておきたい。